

令和 4 年 度

八代市議会議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 付議案件について 1
 - 1. その他 4
-

令和 4 年 6 月 16 日（木曜日）

議会運営委員会会議録

令和4年6月16日 木曜日

午後3時12分開議

午後3時35分閉議（実時間23分）

○本日の会議に付した案件

1. 付議案件について
1. その他

○本日の会議に出席した者

委員長	橋本幸一君
委員	上村哲三君
委員	大倉裕一君
委員	金子昌平君
委員	田方芳信君
委員	谷川登君
委員	谷口徹君
委員	古嶋津義君
委員	山本幸廣君
議長	成松由紀夫君

※欠席委員 増田一喜君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長	野々口正治君
議会事務局長	遠山光徳君

○記録担当書記

島田義信君
森田亨君

（午後3時12分開会）

○委員長（橋本幸一君） ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

◎付議案件について

○委員長（橋本幸一君） まず、1、付議案件についてを議題とし、（1）委員会付託の（イ）議案13件について説明を求めます。

○議会事務局長（遠山光徳君） 皆様、改めましてこんにちは。議会事務局の遠山でございます。本会議終了後の大変お疲れのところでございますが、よろしくお願いをいたします。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○議会事務局長（遠山光徳君） それでは、1、付議案件についての（1）委員会付託、（イ）の議案13件について御説明を申し上げます。タブレット端末の委員会付託表（議案）を御覧ください。

今回、委員会への付託予定案件は、予算議案1件、事件議案6件、条例議案6件の計13件でございます。

まず、令和2年7月豪雨に関する特別委員会では、議案第46号の予算議案1件でございます。

次に、文教福祉委員会では、議案第46号の予算議案1件、議案第49号、51号の事件議案2件、議案第58号の条例議案1件の計4件でございます。

次に、建設環境委員会では、議案第46号の予算議案1件、議案第56号、57号の条例議案2件、計3件でございます。

次に、経済企業委員会では、議案第46号の予算議案1件、議案第47号の事件議案1件の計2件でございます。

最後に、総務委員会では、議案第46号の予算議案1件、議案第47号、48号、50号、51号、52号の事件議案5件、議案第53号、54号、55号の条例議案3件、合わせて9件でございます。

なお、議案第46号及び議案第47号につき

ましては、次ページ以降にそれぞれの歳入の文言事項及び歳出の款項目別等の付託表を添付しておりますので、御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） ただいま説明が終わりましたが、何か質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 質疑ないようですので、それでは、タブレット端末の付託表のとおり、その審査を特別委員会及び各常任委員会に付託することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、（ロ）請願・陳情2件について説明を求めます。

○議会議務局長（遠山光徳君） 引き続き着座にて説明させていただきます。

それでは、（ロ）請願・陳情について御説明を申し上げます。タブレット端末の請願・陳情付託先審査用（議会運営委員会用資料）を御覧ください。

定例会開会翌日の6月7日の午後5時までに受理いたしました陳情は2件でございます。

まず、陳情第2号・八代市厚生会館のホール再開を求めることについては、八代市厚生会館のホール再開を求める会から提出されたものでございまして、担当課は文化振興課となります。

次に、陳情第3号・最低賃金の大幅引上げと全国一律制実現の意見書の提出方については、八代地区労働組合総連合から提出されたものでございまして、担当課は商工・港湾振興課となっております。

また、委員会への参考送付分といたしまして、協議事項をレジюмеに記載し、タブレット

端末にて配付いたしておりますとおり、2件を受理いたしておりますので、参考までに担当委員会に送付させていただきます。

説明は以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） ただいま請願・陳情について説明が終わりましたが、何か質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） ないようですので、それでは、委員会への付託はどのようにいたしますでしょうか。

○委員（大倉裕一君） 基本的に委員会付託になると思うんですけど、委員長の腹案がありますれば、その腹案を御紹介いただければと思います。

○委員長（橋本幸一君） それでは、委員長腹案ということでございますので、タブレット端末の別紙に基づき決定したいと思います。

まず、陳情第2号については担当課が経済文化交流部文化振興課ですので、経済企業委員会になるかと思いますが、この取扱いでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） それでは、ただいま御協議いただきましたとおり、本陳情については経済企業委員会に付託いたします。

次に、陳情第3号については、担当課が経済文化交流部商工・港湾振興課でございますので、経済企業委員会になるかと思いますが、この取扱いでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） それでは、ただいま御協議いただきましたとおり、本陳情については経済企業委員会に付託いたします。

次に、（2）市長追加提出予定議案1件について説明を求めます。

○財務部長（野々口正治君） 皆様、こんにちは。財務部の野々口でございます。よろしくお

願いいたします。

恐れ入りますが、着座にて御説明をさせていただきます。

それでは、タブレットの令和4年6月定例会提出予定議案（一般質問最終日提出予定）を御覧ください。

明日、追加提出を予定しております予算議案1件につきまして御説明をさせていただきます。

議案第59号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第4号でございます。

補正予算の総額は4690万円で、その内訳は、新型コロナウイルス感染症対策関連事業として3405万円、その他、県からの補助内示に伴う補正対応分として1285万円でございます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策関連事業3405万円は、今回、熊本県の独自事業として、コロナ禍において、原油価格、物価高騰の影響を受けている低所得の独り親世帯に対しまして、1世帯当たり2万円を支給し、さらに、第2子以降の児童がいる場合には、児童1人当たり5000円の追加支給を行いますことから、その支給に関連する経費となります。

次に、県の補助内示を受けて行う事業であります。

まず、農業分野では、葉たばこから里芋やジャガイモなどの作物に転換するために必要となる農業用機械の導入に係る支援271万円でございます。

また、県の地域づくり夢チャレンジ推進補助金を活用した事業としまして、高齢者を対象にスマホ活用講座などを行うデジタル化浸透事業や、地場企業向けのDX人材育成事業などを行う経費569万円、日本山岳遺産に認定されております九州中央山地五家荘エリアで実施しますスポーツツーリズム事業に係る経費445万円でございます。

以上が、明日一般質問最終日に追加提出を予定しております予算議案1件でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） ただいま説明が終わりましたが、何か質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） それでは、市長追加提出予定議案1件についての委員会付託について協議いたします。

付託はいかがいたしましょうか。

○委員（大倉裕一君） 委員会付託でお願いしたいと思います。

○委員長（橋本幸一君） お諮りいたします。

市長追加提出予定議案1件については、委員会付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

タブレット端末にて付託表を御確認ください。

それでは、委員会の付託先について説明を求めます。

○議会事務局長（遠山光徳君） それでは、市長追加提案につきまして、予定議案1件の委員会付託先につきまして御説明を申し上げます。

着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○議会事務局長（遠山光徳君） タブレット端末の委員会付託表追加議案を御覧いただきたいと思っております。

まず、文教福祉委員会では、議案第59号の関係分の予算議案1件でございます。

次に、経済企業委員会では、議案第59号の関係分の予算議案1件でございます。

最後に、総務委員会では、議案第59号の関係分の予算議案1件でございます。

なお、議案第59号につきましては、次ページ以降にそれぞれの歳入文言事項及び歳出の款

別の付託表を添付しておりますので、御覧をいただきたいというふうに思います。

説明は以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） ただいま説明が終わりましたが、何か質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） ないようでございますので、それでは、その審査を各常任委員会に付託することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

ここで執行部は御退出ください。

（執行部 退席）

○委員長（橋本幸一君） 次に、（3）その他について、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎その他

○委員長（橋本幸一君） それでは、ないようですので、次に2、その他の（1）各委員会及び各会派における管内及び管外調査についてを協議いたしたいと思います。

ここで、議長より諮問事項がございます。

○議長（成松由紀夫君） 本日開催されました各派代表者会において、各委員会及び各会派における管内及び管外視察については、御協議いただきました結果、各委員会及び各会派における管内・管外調査の実施については、原則解除するものの、国の方針を踏まえるとともに、受入れ先の状況等をその都度見極め、判断する。また、調査への参加については各議員の状況も配慮すると決定されました。

よろしく申し上げます。

○委員長（橋本幸一君） ただいまの議長からの協議事項を踏まえ、各委員会及び会派活動における管内・管外調査については、いかがいた

しましょうか。

○委員（大倉裕一君） 一応、各派代表者会の中で方向性はつけさせていただいておりますけれども、議運の中でもその方向性に従ってですね、よろしいんじゃないかなというふうには思います。

○委員長（橋本幸一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） それでは、各委員会及び会派活動における管内・管外調査につきましては、原則、解除するものの、国の方針を踏まえるとともに、受入れ先の状況等をその都度見極め、判断する。また、調査への参加については、各議員の状況も配慮するとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、（2）他市からの行政視察受入れについて、御協議いただきたいと思います。

ここで、議長より諮問事項がございます。

○議長（成松由紀夫君） これも先ほど同様、本日、開催されました各派代表者会におきまして、他市からの行政視察受入れについては、御協議いただきました結果、新型コロナウイルス感染症の現状を踏まえ、原則、受入れについては、双方の感染症対策を十分行なった上で受け入れるものの、市内の感染状況等を慎重に見極めながら判断し、議会内部で協議が必要となった場合は、協議の上、受入れの可否を決定すると決定されました。

よろしく申し上げます。

○委員長（橋本幸一君） ただいまの議長からの協議事項を踏まえ、他市からの行政視察を受入れについては、いかがいたしましょうか。

○委員（山本幸廣君） 今、議長からですね、各派代表者会の協議の結果といたしますか、その

状況について報告がありました。その報告どおりですね、私は進めて、重視していきたい、してもらいたいということですね、考えるわけですが、最終的にやはり、議長が言われたように、受け入れるほうの感染状況ですね、ここらあたりばしっかり捉えながらですね、受け入れるということの確認をさせていただきたいと思っております。

○委員長（橋本幸一君） 分かりました。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） ないようですので、それでは、他市からの行政視察受入れについては、原則、受入れについては、双方の感染症対策を十分行なった上で受け入れるものの、市内の感染状況等を慎重に見極めながら判断し、議会内部で協議が必要となった場合は、協議の上、受入れの可否を決定する、とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、（３）タブレット端末へのアプリ導入申請について、御協議いただきたいと思っております。

本件につきましては、さきの各派代表者会及び議会運営委員会において、現在、配付されておりますタブレット端末へアプリをインストールする際は、これらの会議で協議、許可されたものについてインストールすることができるとされておりました。

そこで、本申請内容について、事務局より説明願います。

○議会事務局長（遠山光徳君） それでは、タブレット端末へのアプリ導入申請内容につきまして、着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○議会事務局長（遠山光徳君） 今回、会派自

由民主党礎の金子議員より、アプリインストールへの追加申し出書が、御覧のとおり提出されております。

内容といたしましては、タブレット端末を用いてオンライン会議が開催できるようにするためのアプリのインストールでございます。

参考までに、無料のアプリでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） ただいま事務局より説明がございましたが、本件につきましては、6月14日に開催されました各派代表者会において、今回の申請につきましては、各派代表者会としては認めるとの協議がなされております。

このことを踏まえ、何か御意見等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） ないようですので、それでは、ただいまの御意見のとおり、今回の申請につきまして、議会運営委員会といたしましては認めるとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、（４）議会からの情報発信についてですが、本件につきましては、さきの3月定例会におきまして、本市のデジタル化に即応した形で、今後、市議会から市民への情報発信を行うことについて御了承をいただいております。

そこで、本日は、具体的な情報発信方法について、御協議いただきたいと思っております。

まず、事務局から説明を願います。

○議会事務局長（遠山光徳君） それでは、私のほうから、議会からの情報発信につきまして、着座にて御説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○議会事務局長（遠山光徳君） 本件につま

しては、さきの各派代表者会及び全員協議会におきまして議長より提案され、御承認いただいております。

そこで、本日は、今後どのような形で情報発信を行うかを御協議いただければと考えております。

タブレット端末の資料のほうを御覧ください。

まず、情報発信の内容でございますが、(1)から(7)までございますけれども、基本的に議会内の活動及び情報等の発信を想定しております。また、発信ツールといたしましては、フェイスブックからインスタグラムまで、特徴、メリット、デメリットを掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

説明は、以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） ただいま事務局より説明がございましたが、本件につきましては、さきの各派代表者会にて、まずはフェイスブックの手法で実施するとの協議がなされております。

それでは、まず、フェイスブックを活用することにつきまして、御意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） ないようですので、それでは、ただいまの御意見のとおり、本件につきましては、フェイスブックを正式に活用するという事に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、次に、議会からの情報発信を実施するに当たっての運用ガイドライン等について説明を求めます。

○議会事務局長（遠山光徳君） それでは、議会からの情報発信に伴う運用ガイドライン等につきまして御説明いたします。

まずは、正副議長との協議により作成しました八代市議会ソーシャルメディア運用ガイドライン（案）及びフェイスブック等を活用した八代市議会情報発信業務における掲載内容及び決裁区分（案）について御説明させていただきます。

タブレット端末を御覧ください。

まず、八代市議会ソーシャルメディア運用ガイドラインを定める目的でございますが、八代市議会に関する情報発信の充実を図るため、フェイスブック等のソーシャルメディアのアカウントを取得し、その運営に関する具体的なルールをガイドラインで定めるものでございます。

次に、2、運営管理者は、八代市議会事務局となります。

次に、3、情報発信の内容については、

(1) 正副議長の公務に関すること、(2) 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の活動に関すること、(3) 議会広報委員会の活動に関すること、(4) 市議会だよりに関すること、(5) 傍聴に関すること、(6) 他市からの行政視察受入に関すること、(7) 議会の事務連絡に関すること、以上7項目でございます。

次に、4、運用方針についてでございますが、ソーシャルメディアを通じて、八代市議会の情報発信を行うものであるため、寄せられたコメント及び友達申請については、原則、返信もしくは許可しない。また、ソーシャルメディアにおけるシェア及びいいね機能を使用しないとしております。

次に、5、禁止事項についてでございますが、利用者が当ページにコメントを書き込むに当たっては、法令の内容に違反し、または違反するおそれがあるものや、特定の個人、団体等を誹謗中傷するものなど、掲載しております11の事項に該当する行為を禁じます。また、禁止行為であると判断した場合には、利用者に断

りなく投稿を削除することもございます。

次に、6、免責事項でございますが、(1)八代市議会は、利用者が八代市議会SNSを用いて行う一切の行為に対し何ら責任を負うものではありません。また、(2)利用者間または利用者と第三者間のトラブルにより、利用者または第三者に生じたいかなる損害についても、八代市議会は一切の責任を負わないこととしております。

最後に、7、著作権についてですが、八代市議会SNSに掲載している画像等の個々の情報に関する著作権は、八代市議会または正当な権利を有するものに帰属します。また、内容については、私的使用のための複製や、引用等の著作権法上認められた場合を除き、無断で複製、転用することはできないこととしております。

続きまして、フェイスブック等を活用した八代市議会情報発信業務における掲載内容及び決裁区分(案)についてでございますが、先ほどガイドラインで御説明いたしました情報発信内容の区分に基づき、決裁区分を設定してございますので、資料を御確認いただければと存じます。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長(橋本幸一君) ただいま説明が終わりましたが、何か質疑ございませんか。

○委員(山本幸廣君) 今、遠山局長のほうからる説明が、このガイドラインの案について、目的から6、7までですね、目を通した中で、まずはこの運用で行ったらどうかなというふうに感じます。

○委員長(橋本幸一君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) それでは、議会からの情報発信に伴う運用ガイドライン等については、本案により実施するというに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) ないようですので、以上で本日の議会運営委員会を閉会いたします。

(午後3時35分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和4年6月16日

議会運営委員会

委員長